

(別紙4)〈自己評価結果公表様式例〉

8 自己評価結果の公表事項

①民間あつせん機関名

札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル

②評価対象期間

令和 6年 6月 1日 ~ 令和 6年 7月 31日

③自己評価結果

別紙のとおり。

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
(例) I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。		b	<p>□ 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p>□ 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p>□ 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>
No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。		a	<p>○ 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p>○ 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p>○ 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>
No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。		a	<p>○ 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p>○ 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p>○ 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p>○ 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>
No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。		a	<p>○ 月1回相談室ミーティングを開催し、事業計画の実施状況の把握、評価見直しを組織的に行っている。</p> <p>○ 業務方法書P3(2)に評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行うとある</p>
No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。		a	<p>○ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>○ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>○ 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>
No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a	<p>○ 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。</p> <p>○ 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。</p> <p>○ 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。</p>
No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a	<p>○ これまでの評価に基づき、苦情受付の見直しや取り組むべき課題を明確にし、改善策を実施。</p> <p>○ 前回の評価をもとに業務方法書を見直し、改訂に努めた。</p>

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>○業務方法書P4-3 ○日々の業務の中で、あっせん責任者との意見交換や相談がしやすい環境にある。</p>
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>○遵守すべき法令等を理解し、厚労省あっせん責任者研修に参加。職員も参加させている。</p>
No.9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	<p>○あっせん責任者を中心に審議委員会、母と子委員会等を開催し、支援方針や事例検討を行っている。 ○保健センター、児相、他院等との連携は、医療福祉相談室が窓口となって行っている。 ○公認心理師が常勤しており、相談支援の質向上に力を入れている。</p>
No.10	II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	a	<p>○必要な人材の確保、育成については業務方法書に明記されている。基本方針や事業計画に基づき職員育成計画が策定されている。 ○職員育成計画については年間目標をたて、年2回個人面談を行いながら育成に取り組んでいる。</p>
No.11	II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<p>○定期的にカンファレンスを実施、カンファレンス以外でもいつでも相談できる環境を整えている。 ○困難事例に対してはチーム制をとり、個人負担を軽減。その都度あっせん責任者や役職者に相談しやすい環境が整っている。</p>

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.12	II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。 ※法定事項 □ 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。 □ 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。 □ 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等) □ 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等) □ 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項
No.13	II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項 □ 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。 □ 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。 □ 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)
No.14	II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○業務方法書P8。手数料表、別表は生母・養親に配布している。 ○運営の透明化を確保するため、手数料算定基準、その他養子縁組あっせんに係る業務に関する事項をHPへ公表。またあっせんを中止した場合の取扱いについて説明を行っている。 ○自己評価、第三者評価の結果をHPで公表している
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○業務方法書P9。 ○連携一覧を作成し活用。養親希望者や養親に対して必要に応じて児相、保健センターと連携し、社会資源について情報提供を行っている。
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者同意の元、関係機関(児相、保健センター、精神科等)と連携し情報共有し支援体制を構築している。 ○業務方法書P9(10)

		全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠	
No.17	III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項 □ 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。 □ 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。 □ 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。
No.18	III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等) □ 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。 □ 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。 □ 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。 □ 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。 □ 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。
No.19	III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項 □ 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。 □ 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。 □ 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。 □ 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。 □ 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。
No.20	III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。 □ 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。
No.21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> □ 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 □ 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。

	評価ランク	全体の評価	
			評価の根拠
No.22 III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a		<ul style="list-style-type: none"> ○多職種が専門的知識および技術に基づきアセスメント・検討を行う等、適切な手続きによりマッチングを行っている。 ○業務方法書P14~15⑤
<p>No.23 III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。</p> <p><input type="checkbox"/>国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項</p>	—		国際養子縁組は行っていない
No.24 III-1-(2)-④ 國際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	—		国際養子縁組は行っていない
<p><input type="checkbox"/>国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。</p>			
No.25 III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a		<ul style="list-style-type: none"> ○出生後、実親が退院するまでは当院の病室において可能な限り実親が児童の育児を行っている。実親と児童が同室していない場合は、当院新生児室にて預かっている。実親の退院後、養親候補者が児童の養育を開始留守までの間、当院新生児室にて養育を行っている。業務方法書P15⑦
No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a		<ul style="list-style-type: none"> ○養育開始時に家庭訪問実施 ○児童及び養親の居住を管轄する都道府県に養育を開始した1か月以内に同居児童の届け出を行うよう説明。また当院は養親の居住する母子保健担当課や児童相談所とも連携をとっている。 ○業務方法書P15⑧⑨
No.27 III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a		<ul style="list-style-type: none"> ○養親による養育が開始された後、養親が安心して児童を養育することができるよう、電話・メール・訪問等による相談に随時応じ、相談支援を提供。 ○健診、予防接種で発達発育フォロー。 ○業務方法書P16⑪、様式24-1

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.28	III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	<p>○申立て手続きについて情報提供、指導を行っている</p>
No.29	III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	a	<p>○養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。</p> <p>○養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。</p> <p>○養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項</p>
No.30	III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	a	<p>○養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p>○養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどは行っていない。</p> <p>○養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p>○児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>
No.31	III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	a	<p>○児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p>○児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p>○児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p>○児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>
No.32	III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	a	<p>○養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p>○養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p>○養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p>○遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p>○養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>
No.33	III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	a	<p>○生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p>○生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p>○生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p>○生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p>○生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	a	<p>○養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p>○業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p>○職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p>○標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>○業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p>○業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>
No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	<p>○業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p>○業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>
No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	a	<p>○養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p>○養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聞き取りを行っている。</p> <p>○養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p>○養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>
No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	a	<p>○養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p>○養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p>○養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p>○養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>
No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	a	<p>○規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項</p> <p>○帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p>○帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p>○養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p>○児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p>○児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>
No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	a	<p>○不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p>○記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.40	III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○病院として個人情報保護規定に則った同意書を職員から取得、遵守に努めている。 ○産みの親からは、子どもの出自の問合せの際の開示について同意を得ている。 ○相談支援記録の閲覧は相談業務に携わる職員のみに限定している ○業務方法書P18~19
No.41	III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情解決規定あり。パンフレット、HPにて周知 ○仕組みまでは提示していない
No.42	III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○院内に相談室を設置し直通ダイヤルで電話とメール相談に対応。プライバシーに配慮し来院患者と別の出入り口を利用できるよう案内。 ○委託後の家族には養親会への参加を勧め交流を促している。養親会後アンケート実施し企画に反映している。 ○業務方法書P19④
No.43	III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情相談窓口の案内(パンフレット、HP)、速やかに対応する仕組みがある ○これまでのところ苦情なし ○業務方法書P19④、苦情解決に関する規定あり
No.44	III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ○業務方法書、特別養子縁組事業の事故対応マニュアルあり